

第 13 回 双葉町放射線量等検証委員会

■日 時：令和 6 年 8 月 23 日(金曜日) 10:00～

■場 所：双葉町役場 大会議室 2（議場）

■出席者：(委員)

工学博士 田中俊一

国立大学法人福島大学 共生システム理工学類 客員教授 河津賢澄

公立大学法人福島県立医科大学 医学部放射線物理化学講座 教授 石川徹夫

国立大学法人長崎大学 原爆後障害医療研究所国際保健医療福祉学研究分野 教授 高村昇
(オブザーバー)

復興庁 制度班 参事官補佐 泉真衣

内閣府 原子力災害現地対策本部 参事官補佐 樋口徳子

内閣府 被災者生活支援チーム 参事官 梶口豊

内閣府 被災者生活支援チーム 企画官 内山弘行

内閣府 被災者生活支援チーム 参事官補佐 渡邊諒

内閣府 被災者生活支援チーム 主査 守田裕雪

内閣府 被災者生活支援チーム 主査 佐分智紀

環境省 福島地方環境事務所環境再生課 課長 中村祥

環境省 福島地方環境事務所環境再生課 専門官 丸之内美恵子

環境省 福島地方環境事務所環境再生課 調査員 木田明

環境省 福島地方環境事務所環境再生課 調査員 福士稔浩

環境省 福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室 専門員 武田悟

環境省 福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室 専門官 古富宏明

(事務局)

双葉町 住民生活課 課長 中里俊勝

双葉町 住民生活課 主幹 渡邊晃教

双葉町 住民生活課帰町準備係 課長補佐兼帰町準備係長 富澤和績

双葉町 住民生活課帰町準備係 主査 草野宏季

双葉町 住民生活課帰町準備係 環境省駐在員 松原直也

双葉町 住民生活課帰町準備係 福島県駐在員 菅野俊紀

1. 開会

【双葉町住民生活課 課長補佐兼帰町準備係長 富澤和績】

皆様本日はお忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今より第 13 回双葉町放射線量等検証委員会を始めさせていただきます。

申し遅れました、私双葉町住民生活課課長補佐の富澤と申します。本日はどうぞよろしくお願い致します。

また、本日はオブザーバーとして、復興庁、内閣府原子力災害現地対策本部、被災者生活支援チーム、環境省福島環境事務所からのご出席いただいております。

2. あいさつ

【双葉町住民生活課 課長補佐兼帰町準備係長 富澤和績】

それでは次第の2、あいさつに移りたいと思います。着座にて進めさせていただきます。

では次第の2、あいさつ、住民生活課長の中里よりあいさつを申し上げます。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

委員の皆様、本日はご多用のところ、第13回双葉町放射線量等検証委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。改めまして双葉町住民生活課長の中里でございます。

昨年度開催いたしました第12回の検証委員会では、皆様方から特定復興再生拠点区域外への住民の帰還に向けた取り組みについて、ご意見を頂戴いたしました。

その後、昨年6月には、帰還困難区域の避難指示解除による住民の帰還及び帰還後の生活の再建を目指す特定帰還居住区域を設定できる制度が創設され、皆様に視察いただいた下長塚行政区、三字行政区が先行的に除染に着手する区域に認定され、昨年12月に除染及び家屋の解体が進められております。

また、残りの7つの行政区におきましても、今年9月に追加認定され、年内にも除染等に着手する予定と伺っております。

本日の委員会では、認定された特定帰還居住区域における放射線量の状況等を専門的な視点からご検証いただき、今後の取り組みなどについて、ご意見、ご助言を頂戴できればと考えてございます。

本日はよろしくお願いいたします。

3. 議事

【双葉町住民生活課 課長補佐兼帰町準備係長 富澤和績】

続きましてこれからの議事進行は、設置要綱第5条第3項に基づき、田中委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員長 田中俊一】

それでは、活発な議論をお願いします。

まず、議題ですけれども、今日の議事は多く分けて2つ、1つは特定帰還居住区域復興再生計画について、それから2つ目は帰還困難区域における活動についてということであります。

まず、最初の議題、特定帰還居住区域復興再生計画について、事務局から説明をお願いし、それから議論したいと思います。

【復興庁制度班 参事官補佐 泉真衣】

復興庁の泉でございます。

まず帰還居住区域のこちらの特措法の改正について、資料1に沿ってご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料1について、福島復興再生特別措置法の一部改正についてご説明させていただきます。

こちらのまず背景のところでございます。これまで帰還困難区域については、福島県内において、将来にわたる居住制限を原則とするというところで、平成23年から25年かけて設定しているところでございます。

その後、平成29年の福島特措法の改正により、帰還困難区域の中に、住民や移住者の方の生活すとか、地域経済再建の拠点として、新しいまちづくりとなるような、特定復興再生拠点区域というものを設定できる制度を創設させていただきました。こちらについて、これまで福島県内では、帰還困難区域を有する6町村で設定していただきまして、すでにすべて避難指示解除済みでございます。

こうした取り組みが進められる中、帰還困難区域の復興再生拠点区域の外によっても、帰還を望む住民の方々の避難生活が余儀なくされている状況の中で、地元の方々からも、拠点区域外にある自宅に帰りたいといったような強い切実なお言葉をいただいたところでございます。

そのような中で、令和3年8月に、2020年代をかけて、拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるように、帰還の意向を個別丁寧に把握して、帰還に必要な箇所の除染を進めるという政府方針を決定させていただきました。

こうした政府方針を実現するために、令和5年6月に、福島復興再生特別措置法の一部改正を、公布施行させていただきました。こちらの概要については、特定帰還居住区域の創設をするものでございます。

特定帰還居住区域といいますのは、拠点区域外において、避難指示解除により、新たに住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す区域を設定できるものでございます。

区域のイメージとしては、帰還住民の日常生活に必要なご自宅などの宅地、道路、集会所、墓地などを含む範囲に設定することとしておりまして、具体的な要件としては、以下の4点でございます。

1点目が、放射線量を一定基準以下に低減できること。2点目が、一体的な日常生活圏を構成していたこと、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること。3点目が、計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること。4点目として、拠点区域と一体的に復興再生できることでございます。

こうした要件に当てはまる特定帰還居住区域については各市町村長の方で設定いただき、特定帰還居住区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定するというものでございます。

この認定を受けた計画に基づいて、国による特例措置などを適用することができるとされておりまして、国による除染などの実施、また、道路や河川等のインフラ整備を国が代行して実施するといったような特例措置がございます。

こうした法律を昨年6月に公布施行させていただきまして、双葉町様はじめ、福島県内では今、大熊町様、浪江町様、富岡町様、合計4町の方で、こちらの計画を認定させていただいているところでございます。

説明としては以上でございます。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

改めまして、双葉町役場の中里でございます。

続きまして、町の方からの資料についてご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料2の特定帰還居住区域再生計画について、こちらの方をご覧いただければと思いま

す。大変恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

まず1. 計画認定までの経緯といたしまして、こちらの方につきましては、先ほど復興庁さんの方からありました説明と重複する内容もございますが、ご容赦いただきたいと思います。

令和3年8月に、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた、避難指示解除に関する考え方という政府の方針が示され、2020年代をかけて帰還意向のある町民が帰還できるよう、避難指示解除の取り組みを進めていくこととなり、町と国合同で、令和4年8月から令和6年2月にかけて、帰還意向調査、及び行政区ごとの住民説明会を実施いたしました。

こちらの令和4年8月に先行区域である下長塚、三字行政の説明会を開催し、残りの7行政区について、令和6年2月に住民説明会を開催したというような流れでございます。改めて2. でご説明させていただきますが、意向調査では対象の422世帯のうち、267世帯より回答を頂戴いたしました。

また、令和5年6月には、福島復興再生特別措置法が改正され、帰還困難区域の避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す、特定帰還居住区域を設定できる制度が創設され、令和5年9月25日には、先行分の下長塚行政、三字行政区が、特定帰還居住区域に認定されました。これら先行分の行政区につきましては、同年12月20日から環境省による除染・家屋解体が開始しております。なお、先行区域につきましては、双葉町と大熊町においてのみ認定されました。

さらに、先行区域に含まなかった7つの行政区、鴻草、渋川、寺松、羽鳥、石熊、山田、細谷についても、令和6年4月23日に、特定帰還居住区域に追加認定されました。こちらの追加区域は、年内に除染等に着手し、インフラ復旧を合わせて取り組んでいく予定です。

続きまして、2. 帰還意向調査の結果についてになります。

結果は記載の通りですが、中には、住民説明会にご出席いただき、町、国からの説明を受けてから、保留や未回答から、意向有りに変更いただいた町民の方もいらっしゃいました。

こぼれ話になりますが、私も説明会に毎回参加を出席しました。何をするかわからないけど行政区の集まりがあるから来たという住民の方が、国の皆さんと町から意向調査の説明を聞いたところ、「私回答したかな」「回答はまだ届いていない」という反応を示されました。中には「ぜひ帰りたいから帰還意向有りに変更できないか」というご相談をいただいた方もいらっしゃり、その場で意向有りと回答を書いていただいき区域に加えることができたという住民の方もいらっしゃいました。町の周知がなかなかできなかったという反省点もありましたが、そのような事例もございましたので、余談ですがご紹介をさせていただきます。

今回の第1回目の意向調査で、帰還意向をお示しいただかなかった方のご自宅等も、今後の2回目、3回目の帰還意向調査において、帰還意向有りと回答いただければ特定帰還居住区域復興再生計画に追加していくことになります。2回目の調査は、帰還意向有りとお示しいただかなかった世帯を対象に実施する予定です。

なお、参考に、住民説明会で町民からいただいた意見及びその回答について、添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、認定された計画の概要についてご説明いたします。

表紙をおめくりいただき、1ページ目の区域図をご覧ください。赤色で示された区域が特定帰還居住区域でございます。

帰還意向調査において、意向有りと回答いただいた世帯の生活圈及び生活圈へアクセスするための

道路が区域に設定されております。なお、意向なし、保留の世帯の宅地についても、意向有りとは回答いただいた世帯の生活圏内に位置している宅地については、特定帰還居住区域に含まれております。例えば、意向有りのご自宅と密接した隣の家などは、帰還意向がなくても、区域に含ませていただいたというところがございます。

また、特定帰還居住区域に含まれる施設について、赤い区域に含まれなかったものの、インフラ復旧に必要な上下水道のような施設や、地域のコミュニティ形成に必要な施設については、今後、国、県、町などがメンバーになっております。特定帰還居住区域復興再生推進会議に諮り、都度区域に含むこととしております。

2 ページに移らせていただきまして、特定帰還居住区域の状況についてですが、区域の空間線量については、一部で上回る箇所もありますが、概ね年間20ミリシーベルト以下まで低減しております。なお、町といたしましては、引き続き年間1ミリシーベルト以下まで線量低減ということを国の方に求めて参りたいと考えております。

また、帰還する住民の皆様が安心して生活できるよう、関係機関と連携し、道路や上下水道、生活環境を整備して参ります。

3の計画期間につきましては、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるようにとの趣旨に基づき、2029年12月31日までとしております。

4、5、6の特定期間居住区域の整備、土壌廃棄物の処理につきましては、関係機関事業者と密に連携しながら、添付資料の裏面に記載のある工程を想定し、取り組んで参ります。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【委員長 田中俊一】

それでは只今の説明に対して、ご質問等ありましたらお願いいたします。

【副委員長 国立大学法人福島大学共生システム理工学類 客員教授 河津賢澄】

通知の内容について、帰還居住区域が設定され、解除については2020年代という話ですが、設定された区域について、例えば、個別にどんどん段階的に解除していくのか、または2020年代の後半に一斉に解除するのか。その解除についての考え方がどうなっているのか、お聞きしたいです。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

それではまず町の方からご回答の方のさせていただきたいと思います。

解除を段階的にするか、それともまとめてするかにつきましては、大変申し訳ないですが、今からいろいろとインフラの整備状況でありますとか、線量の低減状況等を踏まえた上で考えていくところというように、町の方でも認識しております。

ただ住民の方からは、早く家に帰りたい、特にご高齢の方などはもう一刻も早く家に帰りたいんだというご意見を住民説明会でも訴えていただきましたので、なるべく早めに避難指示解除ができるように、国さんと連携して進めて参りたいと考えております。

【副委員長 国立大学法人福島大学共生システム理工学類 客員教授 河津賢澄】

制度的な問題としては、それぞれ段階的に解除していくということは可能ということよろしいですか。

【内閣府 被災者生活支援チーム 企画官 内山弘行】

ご指摘の通りでございまして、まさに、自治体さんの置かれた状況踏まえて、避難指示解除の時期であつたりとかその区域については、柔軟に対応できるということを可能とするということ、昨年夏の原災本部決定で、明確にさせていただきましたので、今後実際どうするかということについては町さんと協議しながら対応していくということになります。

【副委員長 国立大学法人福島大学共生システム理工学類 客員教授 河津賢澄】

はい、自治体との協議の上で、時期とか範囲とかを決めていくということですね。

【内閣府 被災者生活支援チーム 企画官 内山弘行】

はい。ご指摘のとおりでございます。

【委員長 田中俊一】

今の関連でお話しますとね。

実際に生活をするということは、単に住めばいいっていうものじゃないんです。生活環境が整ってないといけない。だからある程度広さがないと。こういうピンクの色みたいになっていると、帰ってきても非常に生活が不便。私は津島の復興のイベントに出たけれども、やはり、山から取れるいろんな山菜を食べるようにするとかね。水の問題とかに対する対策が必要です。そういったことは、居住するとか、人間が生活するということはそういうことなんです。そこを配慮しないのは、今回の措置は一見これは良いようで、なかなか実際の住民から見ると、非常に不便なものだという気はします。

だから今河津さんがおっしゃった、そういう背景があるんだろうと思うので。これをどうするかという問題は、非常に大きな課題だと思います。先行事例見てもそうですね。

【委員 国立大学法人長崎大学原爆後障害医療研究所国際保健医療福祉学研究分野 教授 高村昇】

よろしいですか。

【委員長 田中俊一】

どうぞ。

【委員 国立大学法人長崎大学原爆後障害医療研究所国際保健医療福祉学研究分野 教授 高村昇】

今の河津委員と、委員長の話に関連しますが、実際に入ってみると、やっぱりおそらくかなり農業の方が多いのかなというようなことは想像できます。住民の要望を見させていただくと、やはり営農再開っていうのが、非常に皆さん気にかけてらっしゃるといいますので。

家、道路も非常に重要な除染対象というのは言うまでもないですけど、やはり評価をするというのは

必要だと思います。

先ほどインフラとは、ほとんど上水道ですか。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

はい。

【委員 国立大学法人長崎大学原爆後障害医療研究所国際保健医療福祉学研究分野 教授 高村昇】

そういったものも含めた整理が必要になると思うので、併せてぜひ住民の方にお示しできればいいのかなと思います。

【委員 公立大学法人福島県立医科大学医学部放射線物理化学講座 教授 石川徹夫】

帰還意向調査について、帰還の意向ありという世帯を中心に、この特定帰還居住区域を設定したというように理解しましたが、例えば、もうしばらく後、例えば1年だとか、また同じように意向調査をすると帰りたいという住民の方って増えてくる可能性があると思うんですね。

そしたらまたこの居住区域っていうのは、それに伴って広げていくというお考えなのか。今後、いつ意向調査を行うのか教えていただきたいと思います。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

石川先生ありがとうございます。まず町の方からご回答させていただきます。

計画につきましては、先生よりご指摘いただいたように、2回目、3回目と、帰還意向ある方がどんどん増えていくにしたがって、改定という形で、計画の範囲を広げていくという考え方でございます。

やはり住民説明会の場で、「帰還意向ありとは示さなかったけれど、お隣が帰る意思を示してるという話聞いたからやはり私も帰りたい」という方がいらっしゃったり、国さんからの「帰還意向というのは、『いずれ帰る』というのも帰還意向ありであり、今すぐでなくとも将来的に帰りたいという意向も含めて帰還意向ありだということにお示ししていただいても大丈夫」というようなお話を頂戴したりしたところ、やはり私も帰りたいという方が中には出てこられました。

2回目の意向調査については、なるべく早めに、できれば今年度中を目途に。どうしても町と国と連名でやることですので、国さんの方と調整が必要になってくるとは思いますが、なるべく早めに調整をさせていただきたいと思います。

皆さんからお話ありました、区域の設定の仕方なんですが、言わずもがなの話になりますが、町としては、全域解除は早めにしてもらいたいということは、国の方には申し上げております。それに伴う除染ということも、段階的に2回目、3回目とずっとやって特定帰還居住区域を広げていくのではなく、とにかく早めに避難指示を全域解除というような形に持っていければ、皆さんのご懸念もないんじゃないかなということで、説明会の方でもそのような強い意見が住民の方が強く出ましたので、引き続き国さんの方には訴えていきたいと考えております。

以上です。

【副委員長 国立大学法人福島大学共生システム理工学類 客員教授 河津賢澄】

いいですか。

【委員長 田中俊一】

はい。

【副委員長 国立大学法人福島大学共生システム理工学類 客員教授 河津賢澄】

その場合、アンケートを受けての話。例えば、随時窓口にあつて、そこで受け付けるということは考えていらっやらないのか。というのは、おそらく様々な条件の中で、個人的にそれぞれ出すと、例えば、いろいろ何回か行ってみたら帰りたいんだ、ぜひ帰りたいんだ、という方が増える場合、アンケートが来るまで帰還意向の表現ができないのというよりは、むしろいつも常設的に窓口を開けておいて、帰りたいという人の意向を反映させるっていうように考えられないかなと。その辺はいかがか。

【内閣府 被災者生活支援チーム 企画官 内山弘行】

内閣府の内山でございます。

帰還意向調査に関する問い合わせ窓口はそれぞれの自治体向けに設けておりまして、帰還意向調査自体はある程度の期間、2ヶ月から3ヶ月の期間を設けて実施をさせていただきますけれども、その期間内でなければ、そういった回答を受け付けないかという、必ずしもそうじゃなくてですね。ただその帰還居住区域の区域設定に係る準備期間であったり、あとはその区域の変更の見直しをやるのはこれはタイミングとしてはあるものですから、そこに合わせるような形になりますけれども、その帰還の御意向があればですね、随時、帰還意向調査票送りますので、そこに書いてくださいという形で、やらせていただくような形で、これまでやってきております。

例えば調査ということで、一定の期間を設けてやる形にしていますけれども、必ずそこに間に合わなかったからといって、拾わないっていうことはなく柔軟にやらせていただいております。

【副委員長 国立大学法人福島大学共生システム理工学類 客員教授 河津賢澄】

ぜひその辺は住民の方にもね、その辺はアピールしてもらって、出てますみたいな話はされた方がいいんじゃないかなと思います。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

河津先生ありがとうございます。

双葉町は、毎年10月に県内外10数ヶ所で町政懇談会を開催させていただいております。令和6年度については、特定帰還居住区域の制度が創設されて初めて、町政懇談会が開催されますので、「私も帰還意向ありに変更したい」というようなご意見が出ることも、町としても想定しています。

そう言った場合につきましては、お名前であるとか差し支えない程度にいろいろとお聞きして、制度についてきちんとご説明をして、町としてもそういった方が漏れないような形で、きちんと計画の区域に加えられるような形で、丁寧に対応させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

【委員長 田中俊一】

ちょっと根本的な話をさせていただきたいと思いますが、今の個別の対応、非常に大事だと思うので、引き続きこれは丁寧にやっていただきたいと思います。

それから先ほど課長からもあったように、双葉町として全面的な解除、早急に。多分国の方も努力はしていてもそう簡単にはいかない。どこもそうですけれども、山林とかいろいろ。

そこでですね、さっきの議論に戻りますけど、やはり生活っていうのは、いろんな山林から田畑までみんな含めて生活ですよ。そのところをどうするか、全面解除をどうするか。

私はね、もう十数年前から、除染は一定程度は必要だけれども、除染という手段が、誤って理解されてしまっている。昨日も津島のイベントの途中に、津島の山林、まだ解除されてないところとか、葛尾の方まで行って、山の中入って、線量を測ったんだけど、0.2 から 0.3 μ Sv/hr ぐらいしかないんですよ。

それでね、1つの提案はね。双葉町、改めてもう1回丁寧に空間線量率を測ってみたら如何かと思います。今日少し現地視察があるということで。実際に、3.8 μ Sv/hr が国の避難基準、これもかなり過剰スペックだと思います。年間20ミリシーベルトが基本ですが、3.8 μ Sv/hr というのはそもそも過剰です。3.8 μ Sv/hr のところにいたって、生活の実態からすれば、年間5ミリシーベルトとかです。仮に年間20ミリシーベルトとしても多くの地域は3.8 μ Sv/hr とか1.0 μ Sv/hr ぐらいになっています。双葉町も多分それに近いんじゃないかと思いますが、一部を除くとね。だからそういうように、もう一度その除染とは被ばく線量を下げる手段であるという、その原点に戻った議論をしないといつまで経っても解除できない。永遠に時間が過ぎてしまう。

結局ね、帰還困難区域で何が起きているかという、もともと帰還困難区域を指定しなきゃいけないような場所は、ほとんどなかったと思っている。もう十数年経ちますが、事故直後を除けばね。

帰還困難区域に指定されていると、そこで取れるものも食べられない、居住も地域に立ち入るのもままならない。人間として生活できないような制限のまますっと過ぎている。

何年か前に自民党の復興本部で、この不合理な基準がある限りは復興できませんよって話をした。それを直そうということを自民党に提案し、自民党も合意し、指示が出たけど、行政がなかなか直さない。もう双葉町の立場から、住民の立場から言うと、やっぱりもう1回これを全面解除するにはどうするか、それである程度高ければ、個人モニターで実測すればいい。そして、住民の方に実感を持ってもらうことが大事です。

この辺は高村先生がお分かりだと思いますけど、年間5ミリとか10ミリの被ばくをしたって、健康には全く害もないわけですから。先生に聞いてみたらいいと思いますけど。だからそういうことを含めてね、もう1回原点に戻って全面解除の方向を探ってみたらどうだろうかと思います。

国の基準が間違っている。国際基準の10分の1にして平気な顔して、100分の1にして平気な顔をしている。これをやっぱり直すことが必要です。だから今日はたくさんの役人さんがいますが、よくその辺も勉強してもらって、福島復興のため、こういった無駄なことはしないで、前向きに復興が進むようにするためにどうするかっていうことを真剣に検討していただきたいと思います。そしてそのきっかけがこの双葉町になれば、私たちがここの意味があると思っています。具体的には1回線量率を図ることですね。そうすると大体わかりますよ。

【委員 国立大学法人長崎大学原爆後障害医療研究所国際保健医療福祉学研究分野 教授 高村昇】

今、町役場さんと長崎大学で協力させていただいて、この当該区域の対象となっている家屋については、解体前から線量を定期的に測らせてもらっていますので、そういったデータをぜひ活用していただきたいと思います。

プラス、除染対象として関連する道路ですね。道路については、車載モニタリングの線量計で定期的に測っていますので、除染が進む中でそれがどう変化していくかっていうのは、可視化できると思います。それをぜひ、十分な説明の場合にも、活用していければと思っております。

それと、今委員長が非常に重要な話をされたと思いますが、先ほど言ったようにやはり家屋、道路だけではなくてやっぱり生活圏をどうするのかっていうのは非常に重要なところだと思います。もっと言えば、13年経ってバリケードがある、隣接しているようなところに戻るという住民の心情というのは考える必要があるのかなと思います。

これ、確かにですね委員長言われるように、双葉町で1つ、やはり、他の町に波及できるようなですね、モデルを作る1つの考え方かなと思います。

私はかねてより、いわゆる帰還困難とバリケードというのは、もう外していいんじゃないかなと思います。その代わり、委員長が言われたように、入りたいという人で希望される方には、線量計を貸し出して実測して、その線量が出たらその線量の意味をきちんと説明できるようにしておくということですね。生活圏を含めて、住民が戻れるような環境づくりということに繋がるんじゃないかなと思います。

【委員長 田中俊一】

付け加えますと、これは住民の方に誤った考えが刷り込まれているんですよ。残念ながら。除染しないと被ばく線量が大変だとかね。除染しないと帰還困難区域の解除はできないだとか。そうじゃなくて、やっぱり、今回の課題は、被ばく線量の問題で、その被ばく線量についての、科学的な知識を高めていただくということも非常に大事なことで、ここは高村先生が常駐しているのだから、そういう話をいくらでも聞けるし、私だって呼んでいただければいくらでも来ます。皆さんそうだと思うので。そういうことを含めて、住民のレベルアップも、全国に散らばっているかもしれないけど、そういう努力をして一日でも早く全面解除になるように皆さんと進めていきたいと思いますし、双葉町もそういうご希望でしたらぜひそうしていただきたいし、霞が関の皆さんもそういう方向で考えていただきたいと思います。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

先生ありがとうございます。

高村先生からご紹介いただいた通り、双葉町の役場に長崎大学の先生が常駐させていただいて、おっしゃっていただいた通り、線量について言っていただいて、そのデータ等も私たちの方でもある程度いただいて、本当に役立てさせていただいております。ありがとうございます。

現状、先生がおっしゃったように、除染が手段じゃなくて目的になってしまっているというのは、私たちも住民の方とお話をするときに、やはり感じししまうところでありますので、やはり今後リスクコミ

ユニケーション等もしっかりやらせていただきながら、住民の方に戻ってきていただくために何が必要なのかということ、町側としてもしっかり考えてまいります。

その中でやはり高線量の地域についてはきちんと除染していただいて線量を下げるということは、国さんの方に引き続きお願いをして、それがあってこそ線量が低い場所については、戻ってきていただいて大丈夫ですよというところに繋がると思います。まずリスクミと除染を二本立てで適正に帰還のための準備を整えたいと思います。ありがとうございます。

【委員長 田中俊一】

はい。

他によろしいですか。

【内閣府 被災者生活支援チーム 企画官 内山弘行】

国の方からもよろしいですかね。本当にご指摘ありがとうございます。

まさに国としては将来的にはですね、全域解除する方針でありますので、その上でどうするかということの中で、今回の特定帰還居住区域というところでまずお帰りになりたい方が帰れる環境をしっかりと整備をしてお帰りになれるようにするということをまず、ご説明させていただきまして、これはしっかりとやらせていただくことが前提ではあるんですけれども、おっしゃったようにですね、こちらの区域以外のいわゆる白地になってるところですね、ここをどうするかというところは、まさに並行して議論しなければいけないところですし、いただいたご指摘、田中先生のご指摘は我々も認識していますので、その中で、先ほどあった通りですね、やはり除染のことについて、汚したんだからちゃんと綺麗に返せそれは当然だろうっていうような認識をですね、お持ちの住民の方がやっぱり多いのかなというところも思っております。ただ実際はご指摘あった通り、被ばく、個人被ばくがどうかという問題であることは、そうなのかなと思いますので、その辺りはしっかりと、まさにリスクコミュニケーションなどもセットで考えていくことなのかなと思っております。

この後、立入規制緩和ということで、見直しさせていただいたことについて、担当参事官から説明がありますけれども、まさに線量が下がってる状況ですとか、そういったことを踏まえてですね、自治体さんのその放射線防護対策、こういった状況も踏まえて、バリケードを設置しなくてもよいような形のルールを運用させていただくような形で案内させていただいておりまして、こういったようなところも通じながら、少しずつ住民の皆様、役場の皆様にも帰還困難区域は、除染されていないから被ばく線量が高まるような、必ずしもそういう話もそうじゃないかということですね。きちんと理解を図る、そういう機運を醸成するというようなことも含めてですね、やっていければと思っておりますし、将来的な解除に向けての課題というのは、それはそれで、しっかり今後検討していけばと思っているので、またいろいろご相談させていただけますと幸いです。

【委員長 田中俊一】

住民の感覚から言うとね、除染をしないと環境が柳の木やススキで覆われているっていう感じなんですよ。そうするとなんか放射能で汚れてるっていう感じになっちゃう。

でも除染と環境整備が違う。当然、国としては綺麗にして返すのは当たり前です。柳の木とかススキ

とかね。雑草を綺麗にして、かつての田畑のようにして、すぐ使えるようにして戻すっていうのは必要ですよ。住民の感覚からすれば。でもそのことと除染は違いますので。そこを分けて考えることをぜひお願いしたいと思いますし、その辺の感覚を住民の理解を進めるっていうのもこれも双葉町の責任でやってもらいたいと思いますし、我々も協力できることはいくらかでもしますので、ぜひそう進めていただきたいと思います。

【委員長 田中俊一】

他によろしいですか。

ではこの議題は終わりました、次の議題に行きたいと思います。帰還困難区域における活動についてということで、説明からお願いしたいと思います。

【内閣府 被災者生活支援チーム 参事官 榊口豊】

内閣府の被災者生活支援チームの榊口でございます。着座にて失礼します。

資料3の「帰還困難区域における活動について」という1ページ目の表題にオレンジ色の枠があるものと、参考資料として「特定帰還居住区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて」という令和5年8月15日原子力災害対策本部決定の2つの資料を配布させていただいております。それではこれから議題3の「帰還困難区域における活動について」を説明させていただきます。

先ほど内山企画官からございました立入規制緩和区域について制度化いたしましたので、それについてご説明させていただきたいと思います。

令和5年8月15日の原子力災害対策本部の資料をご覧くださいと思うのですが、3ページをお開きください。

3ページの上から3行目に「また、帰還困難区域は、『ステップ2の完了を受けた基本的考え方』に基づき、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、住民の立入りを制限してきたが、帰還困難区域の空間線量率が減少傾向にあるだけでなく、地域の実情に応じた放射線防護対策の取組が講じられているほか、住民から帰還困難区域への自由な立入りを求める声があり、『拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の考え方』においても「拠点区域外への立入制限の緩和等について、十分に地元自治体と協議しながら、必要な対応を行う」ものとしている。これらを受け、空間線量率の状況や地元自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域において、バリケードなど物理的な防護措置を実施しないことを可能とする。」と記載され、昨年令和5年8月15日の原子力災害対策本部で示されておりますので、これを制度化したというものが、資料3「帰還困難区域における活動について」という規程でございます。

資料3の「帰還困難区域における活動について」の9ページをお開きください。9ページの3ポツに、「帰還困難区域におけるバリケード等の物理的な防護措置を実施しない区域の設定」と記載しており、この9ページに具体的に規定させていただいております。

(1)の概要でございますけれども、これは昨年令和5年8月15日の原子力災害対策本部におきましてバリケードなど物理的な防護措置を実施しないことを可能とするということが示されましたので、これを受けまして、バリケード等の物理的な防護措置を実施しない区域を「立入規制緩和区域」と定義づけておりますけれども、この設定を可能とすることを記載しております。

(2)でございますけれども、「立入規制緩和区域の対象区域」ということで、先ほどの原子力災害

対策本部決定にもありましたけれども、帰還困難区域の全域を対象の区域として設定できると記載しております。

(3)の「立入規制緩和区域の設定」でございますけれども、この設定方法につきましては、帰還困難区域のある市町村と原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームが協議を行い、立入規制緩和区域、立入規制緩和区域の設定日を決定すると記載しております。

なお、次の段でございますけれども、原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームは、立入規制緩和区域を設定するときは、区域及び区域の設定日を国のホームページに掲載するなどにより公表すると記載しております。

(4)の「立入規制緩和区域の設定後の留意事項」でございますけれども、(ア)において、立入規制緩和区域では、通行証の交付申請及び所持無しで立ち入ることが可能ですと記載しております。ご承知の通り、現在、帰還困難区域においては国又は町に対して交付申請を行い、通行証を持って帰還困難区域に入っているところですが、この立入規制緩和区域の設定後については、交付申請であるとか、そもそもその通行証の所持無しで自由に立ち入ることができることになります。

(4)の(イ)でございますけれども、スクリーニングの実施は不要ですが、立入規制緩和区域から持ち出す物品がある場合には、最寄りのスクリーニング場で当該物品の計測を受けてくださいと記載しております。

これは、現在、通行証の交付申請を受けて、通行証を所持しで、先ほどのバリケードなどの物理的防護措置を通過して、帰還困難区域に立ち入った後、必ずスクリーニング場に寄っていただいて、計測を行い、必要に応じてしっかり除染をしていただくことになっているわけですが、立入規制緩和区域設定後は、スクリーニングを受ける必要はございませんが、立入規制緩和区域から持ち出す物品がある場合につきましては、スクリーニング場で計測を受けて、線量が高ければ除染をしてお持ちいただくということを記載しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【委員長 田中俊一】

資料の説明はこれで終わりかな。

町の方はありませんね。

【双葉町 住民生活課 課長 中里俊勝】

はい。

【委員長 田中俊一】

はいでは今の説明について、質問ご意見あれば。

【副委員長 国立大学法人福島大学共生システム理工学類 客員教授 河津賢澄】

ちょっと教えていただきたいんですけど、立入規制緩和区域と帰還困難区域が、仮に指示解除された場合、その差というのは何か出るのでしょうか。

【内閣府 被災者生活支援チーム 参事官 榎口豊】

避難指示解除されましたら帰還困難区域ではなくなりますので、差はありません。

【副委員長 国立大学法人福島大学共生システム理工学類 客員教授 河津賢澄】

その部分。帰還困難区域の部分は。

【内閣府 被災者生活支援チーム 参事官 榎口豊】

帰還困難区域の場合は、現在、通行証の交付を受けて、バリケードを通過して立入りをしていただいて、立入りが終わったらスクリーニング場に立ち寄っていただくということになりますけれども、この立入規制緩和区域が設定されましたらそれが不要だということになります。立入規制緩和区域の設定の対象区域につきましては、帰還困難区域全域ということですので、それは先ほどの特定帰還居住区域内の区域も対象になりますし、特定帰還居住区域外の区域も対象になります。

【副委員長 国立大学法人福島大学共生システム理工学類 客員教授 河津賢澄】

立入規制緩和区域が解除された場合というのは、そこは入らないんですね。

【内閣府 被災者生活支援チーム 参事官 榎口豊】

立入規制緩和区域が解除された場合は、もちろん帰還困難区域に入りません。

【副委員長 国立大学法人福島大学共生システム理工学類 客員教授 河津賢澄】

するとその区別というのはどういう感じなんですか。解除された後の区域と規制緩和区域は。

【内閣府 被災者生活支援チーム 参事官 榎口豊】

この立入規制緩和区域制度はというものにつきましては、空間線量率がある程度下がっているということを踏まえながら設定をさせていただくということです。全面解除がなされる前の通行証の手続の緩和という側面があり、対象区域につきましては、特定帰還居住区域や特定帰還居住区域になっていない帰還困難区域も空間線量率をみながら対象にできることになっております。帰還困難区域が解除されるまでは、ある程度自由に立ち入ることができるよう区域を設定させていただくということです。区域を設定した場合に、解除されるまでは立入規制緩和区域ということで自由に立ち入ることができますし、もちろん解除されましたら、そもそもバリケード等の必要はないので引き続き自由に立ち入ることができるということでございます。

先ほど申し上げた通り、自由に立ち入るとしましても持ち出す場合につきましてはスクリーニング場に立ち寄って測定をしていただくことが必要になっており、若干手続の差があります。

【副委員長 国立大学法人福島大学共生システム理工学類 客員教授 河津賢澄】

その場合の区域にはバリケードがないんですね。他の何かそういうチェックするポイントもないのか。

【内閣府 被災者生活支援チーム 参事官 榎口豊】

おっしゃる通りバリケードがないので、看板を設置する等により、例えば、「バリケードはありませんが、この先については立入規制緩和区域です。まだ解除されていない帰還困難区域ですが、立入規制緩和された区域です。」としっかりと住民の方に明示する必要があります。

【副委員長 国立大学法人福島大学共生システム理工学類 客員教授 河津賢澄】

私は制度的にはすごくいいと思う。どんどん広がっていくことはいいと思うんですけども、制度的にそういった差をどのように担保していくといいますかね。ちょっと気になります。

【内閣府 被災者生活支援チーム 参事官 榎口豊】

ご指摘の通り、それは他の町の方々からも、立入規制緩和区域と解除された区域の境目がなくなるので、その辺をどのように提示していくかについてご懸念をいただいておりますので、住民の方、住民以外の方に対して、立入規制緩和区域は帰還困難区域であることの周知の仕方、理解の促進等を町と相談したいと思います。地元の住民のご意向等も伺いながら周知をしていきたいと思っております。

【副委員長 国立大学法人福島大学共生システム理工学類 客員教授 河津賢澄】

それに関連するんですけど、4ページ目に認定特定帰還居住区域ってあります。これと特定帰還居住区域の違いみたいなものは、はい。

【内閣府 被災者生活支援チーム 参事官 榎口豊】

特定帰還居住区域は法律に基づきまして国が認定をするということになりますので、認定後に認定特定帰還居住区域となります。認定特定帰還居住区域と特定帰還居住区域は同じものをご理解ください。

【副委員長 国立大学法人福島大学共生システム理工学類 客員教授 河津賢澄】

基本的には同じということでもいいんですね。

【内閣府 被災者生活支援チーム 参事官 榎口豊】

はい。

【副委員長 国立大学法人福島大学共生システム理工学類 客員教授 河津賢澄】

はい。ありがとうございました。

【委員 国立大学法人長崎大学原爆後障害医療研究所国際保健医療福祉学研究分野 教授 高村昇】

基本的な方向としてはこれ非常に重要なことだと思います。

先ほど言いましたように、実際帰ってきた住民が入られるとか、そこで何らかの活動されるときも、安全と安心を担保される仕組みっていうのは作ったほうがいいんじゃないかと思います。

先ほど線量計の話をしましたけども、どのくらいいるか知りませんが、自分たちが昔は採っていたの

でちょっと山菜採ってみたい、というふうな方がいらっしゃるかもしれません。そういった方の中で、きちんとそれぞれ測ってみて食べられないかどうか、採った山菜が今どのぐらいの放射性セシウムの濃度があるのか、ということを知りたい方は一定程度いらっしゃるでしょうから、きちんと測定できる、それを食べたときの実効線量も説明できること。それをやはりきちんとできれば、より住民にとって、戻る1つの基準になるんじゃないかと思います。

【委員 公立大学法人福島県立医科大学医学部放射線物理化学講座 教授 石川徹夫】

ご説明ありがとうございました。

資料3の別添の方の、7ページ目に放射線防護対策の取り組みというのが書かれていて、事故直後は空間線量率から人の被ばく線量を評価していた。それが実際にはかなり安全確保、過大評価であるということがわかって徐々に個人線量計で人の被ばくというのを測った方がいいという流れになってきたんだと思います。

こちらの7ページに書いてあるのは、その辺をまさにまとめていただいたものだと思いますので、住民の方に対しても空間線量率で判断するのではなくて、なるべく個人線量計をつけていただいて、個人線量というのは大事なんだというメッセージを出していただけるといいのかなと思っております。

立入規制緩和区域の設定に当たりまして、空間線量率として考えるというより、どちらかという、7ページ目に書いてあるような、個人線量重視という考え方で、考えていくとよろしいのではないかと思います。

【委員長 田中俊一】

はっきり言ってこの資料は、役人が机上の空論で書いてあるわけです。全く実態を踏まえてない。

先ほど申し上げましたように、今、福島県中どこいったって、年間20シーベルトミリを超えるようなところはないんですよ。だからそれをもう1回確認してください。要するに事故直後のところでずっとそのまま引きずっている。1回決まったら変えないという国の悪い習慣ですが、これは住民の生活の問題だから、そこはやっぱりきちんとやらないと駄目です。

3.8μSv/hr もそうですし、年間20ミリシーベルトなんて超えないとわかったらそこは全部基本的には、帰還困難区域から外すべきなんですよ。それで環境整備は別途やればいいということ。

それから、私は規制庁終わって間もなく7年ですけど、飯館村で取れる春の山菜とかキノコとかもろったりして測ってますけどね、春の山菜で100ベクレル/キログラムを超えるのはほとんどありません。せいぜい200あれば珍しいくらいです。

世界の山菜の基準は大体10,000ベクレルですよ。一般食品は1,000ベクレルです。山菜を食べる会を含めていろいろやってきましたが、実際に測定して低いので安心する。だから、その実測というのはすごく大事。帰還困難区域で取れたものを持ち出さないでくださいなんていうのも不合理です。あなたたちの理解が間違っているからです。別にいいじゃないですか。線量が低ければ別にいいじゃないですか、食べたって持ち出したって。そういうことをやって初めて、実際に帰還してよかったなって思えるんですよ。そのところをもっとやさしい気持ちで考えてもらいたい。

だからこの資料はね、役人の机上の作文で私は全く出来が悪いと思いますよ。こんなものを認める役人はほとんど科学的知識がないとしかいいようがない。これはねやっぱり、大問題なんですよ。今日

は、ちょっと厳しいことを申し上げていますが、ぜひ勉強してください。放射線とか放射能影響などの基準の勉強がしたければ、高村先生もいるし私も先生ぐらひはできますから。

だから、すこしそういう勉強もしてもらいたい。あまりにも知らなすぎるんですよ。

I C R Pの基準だってみんなそういうふうに、あれだって決していい基準だと私は思わないけれども、あれを基準にしたとしても、今の日本の福島でやっている基準はあまりにも度を逸しているというか。だからここに書いてあるように、20 ミリシーベルト超えることなんてない。ないんだったら全面的に解除してしまえばいい。仮にあるところがあったら、そこは別途やればいい。ほんの一部ですよ、あったとしても。

中間貯蔵施設で一番線量高いところ、いくらだと思えますか。私何回か行って確認したんだけど、時間当たり 0.5 μ Sv だそうです。そういう状況なんです。そういう実態を踏まえて、対策をしていかないと、いつまでたっても双葉町の状況はなかなか前に行けないので、ぜひお願いしたいと思います。

皆さんの立場からいうとそれなりに努力してこの資料を作ったとは思いますが、実態とはかけ離れているということは認識していただいて。

町の方からも何かあれば。

【双葉町 住民生活課 課長 中里俊勝】

先生ありがとうございました。

こちらにつきましては、本当に住民の方のニーズといいますか、気持ちを田中先生のおっしゃっていただいた通り、町民の皆さんに寄り添うような形で、住民の方のお話をよく聞きながら、それに沿ったように対応をさせていただきたいと考えています。ありがとうございます。

【環境省 福島地方環境事務所環境再生課 課長 中村祥】

本日初めて発言させていただきます、環境省福島地方環境事務所除染と解体の方を担当しております中村でございます。いろいろとご議論をいただいて、また重要な、或いは厳しいご指摘もあったと思っております、ありがとうございます。真摯に受け止めていきたいと思っている次第です。

田中委員長はじめ皆様おっしゃっていただいたとおり、もう当然に、国の方で税金を使わせていただいて、除染をする以上、きちんと必要な目的のために、それを達成するべく、必要なことをするというのは大前提であるというのは、環境省の方でも国の方でも認識した上で、実施しております。

その上で、まさにどれくらいまで除染をして、或いはどういう場所を解除するのかという点についても、当然にその被ばくについての状況を見た上で、解除して問題ないところで解除をしていく。本質的なところは、基本的に国の者も含め、認識は同じと思っている次第です。

そういう中でまさに先生方のおっしゃる通り、科学的な知見に基づいて、その知見を多くの方、住民の方、そこを訪れる方にとってご理解いただいた上で進めていく必要があります、リスクコミュニケーションが本当に大事になってくると思いつつ、なかなかそれはご理解いただくということそのものも、除染よりも早く進められていくのかというと、やはり様々な方の様々な思いがあるので、当然一定の時間がかかると思っている次第です。

実際に除染をしていく中で、その場所の線量についてどう思うのかということのも、実際に現場ややりとりさせていただく住民の方がそれぞれにいろんな思いをお持ちであります。例えば 1 つは当然おっしゃる

通り線量の低減、或いはその場所を綺麗にすること、例えば木々がなくなったり、更地になっていたり、もしくは一旦綺麗にするというようなことの意味合いとして、本来とは全く違うところがありますが、それを同じと捉えられる人の方もおられたりですとか、或いは、例えばご自身は原発で働かれているので線量の知識があっても、その場所で除染をしていないと、自分が戻ってもご家族が戻らないとか。除染してないところには戻らないという方がおられたり、その場所の資産価値についてのお考えというものもあったり、様々な方がおられるなかで、ただお一人一人のご要望に直接お答えするっていう意味ではなく、やはり何か制度や仕組みがあって、その中で、一定の例えば国であれば、放射線量一定基準以下に低減できるということをお示ししながら、提案し、それに従って除染をする、或いは立入規制緩和のような仕組みを作っていくって、少しでも、それぞれで理解をいただける仕組みを活用して、その制度の範囲内で1つ1つ住民の方にご相談していくことが必要かなと思っていております。そういう中で除染の方も進めているという状況になります。

少し長くなってしまいましたが、ご指摘は真摯に受けとめて、また個人線量の重要性についても認識しつつ、丁寧に進めていきたいと思っておりますし、今まで13年続いているから漫然と進めているというつもりはございません。今の状況に合わせていく必要はありますが、地元のご理解をいただきながら事業を進めていき、解除そのものをできるだけ早くすることは意識して進めているという認識でおりますので、引き続きご指導いただければと思います。

長くなり失礼しました。

【委員長 田中俊一】

せっかくご意見いただいたけれども、こういう認識をしていると私は思っておりません。

一人一人の意見を聞いて、何かがこういう問題が解決できることはないんですよ。国が確固たる科学的根拠に基づいて、ある程度の安全性、安全を考慮して、年間20ミリシーベルトを基本としたが、それを5ミリでもいいんです。それ以下にすると除染というのであればそれはそれでいい。そのところが一人一人聞けば、基準が変わるようなのが一番悪い。住民にそんな知識はありません。

環境省と飯館の長泥で帰還困難区域を使って、除染やそこでの栽培とか、実証試験に私はずっと関わってきましたが、たくさんの人、たくさんの住民がそこで仕事したけど、被ばくが問題になるとかはなく、1、2ミリシーベルト程度で、そんなに被ばくしてません。そこで20種類ぐらいのいろんな作物を栽培しても、ほとんど土から移行する放射能っていうのは、検出限界以下です。そういうデータを、どうして生かさないのかと私いつも言っているんだけど、これはね、役人さんだから2年がそこらで変わっちゃうから駄目なんだ。だから、変わるだけじゃなくて、そういう科学的な思考力に欠けてるんですよ。だからあなたがおっしゃるのであれば、私も飯館にいるのでいつでも勉強しにきてください。

【委員 国立大学法人長崎大学原爆後障害医療研究所国際保健医療福祉学研究分野 教授 高村 昇】

ICRPの勧告書ですけど、その中で、放射線、原子力災害が起こった後の放射線防護文化の醸成というのを進めなさいというように書いてあるんですね。それは、いわゆる事故が起こった後のところに住む中で、自分の生活と、被ばく線量は限られているわけですが、いかに折り合いをつけて環境を整えるとともに、私が先ほど解説した、除染、基盤、拠点整備も含めて、そしてその元に戻ったときに、自分のその生活を取り戻していく中で、どうしても測ったりしなきゃいけないとかね。その採ってきたも

のを食べたいと思ったときに測定して、しかもそれを測定したら、それ 1 回食べるとどのぐらい被ばくするとか、それがレントゲン写真では何枚ぐらいに相当するとか、1 年だったらこのぐらいに相当するとか。そういうことを、ものすごく詳しく説明することは難しいにしても、概略でイメージできるような説明をしてあげられるような仕組みを作って、ようやくその地域のいわゆる避難指示解除の完了ということになっていくと思います。ですから、線量だけでなく、今言ったような放射線防護文化の醸成という、それを住民だけじゃなくて、行政もやっぱり意識してやっていくということが非常に重要じゃないかと思います。

ぜひよろしくをお願いします。

【委員長 田中俊一】

ありがとうございました。非常に大事なご指摘だと思います。

他にご意見ありますか。

では議事を事務局に戻します。

【双葉町 住民生活課 課長 中里俊勝】

本来であれば、視察からお戻りいただいて、最後にその他ということとか事務局から事務連絡という形でしたが、時間が 30 分ぐらいオーバーしてしまいまして、もしよろしければ、こちらの方に事務連絡等をさせていただいて、まずは一旦締めで視察の方に向かわれて、お帰りになって解散という形にさせていただきたいですが、大丈夫でしょうか。

【双葉町 住民生活課 課長補佐兼帰町準備係長 富澤和績】

それでは、では本日は貴重なご意見ありがとうございました。

今後議事録及び概要作成するに当たりまして、各委員の皆様に、議事録の内容の照会・確認をさせていただきますので、ご協力の方お願いいたします。

以上をもちまして第 13 回双葉町放射線量等検証委員会を終了いたします。

改めて本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございました。